

山形広域環境事務組合職員の職務に専念する義務の  
特例に関する規則

〔平成4年3月  
共衛規則第8号〕

改正 平成7年3月山広環規則第6号

山形市ほか二町共立衛生処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和49年共衛規則第4号）の全部を改正する。

山形広域環境事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成4年共衛条例第2号）の施行に関し必要な事項については、山形市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和44年山形市規則第30号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

（平7規則6・一部改正）

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月改正）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。